

公益財団法人全日本剣道連盟 アンチ・ドーピング規程

〔制定の趣旨〕

剣道は、剣の理法の修練による人間形成の道である。この理念に基づき、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）剣道試合・審判規則の目的が定められている。

試合者の運動能力の向上を目的とした禁止物質の使用もしくは所持、または禁止方法を実施するなどの行為は、試合者の健康を損ない、かつ剣道理念および剣道試合・審判規則の目的に相反するものである。この考え方が公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）の示す見解と一致するため、この規程を定める。

（目的）

第1条 本規程は、全剣連のアンチ・ドーピング活動についての事項を定めることを目的とする。

（適用対象者）

第2条 本規程は、以下に対して適用される。

- (1) 全剣連及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
- (2) 競技者
- (3) サポートスタッフ
- (4) 全剣連の権限下にあるその他の人
- (5) 加盟団体（その下部組織を含む）

（JADAとの連携・協力）

第3条 全剣連は、JADAが行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準（以下、「国際基準」という。）に基づく義務を履行する責任を負う。

（日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力）

第4条 全剣連は日本規程に基づく日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness及びJADAと連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

(全剣連の役割と責務)

第5条 全剣連は、日本規程第22条に定める役割と責務を負う。

- 2 全剣連は、加盟する国際競技連盟から世界規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
- 3 全剣連は、教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

(競技者の役割と責務)

第6条 競技者は、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

(サポートスタッフの役割と責務)

第7条 サポートスタッフは、日本規程25条に定める役割と責務を負う。

(結果管理手続、決定の効力)

第8条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定はすべての国内競技連盟*1(その加盟組織および下部組織を含む)を拘束する。*1) 全剣連はこの決定に従う。

(活動評価)

第9条 全剣連は、JADAが行う国内競技連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。

- 2 全剣連は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

(不服申立て)

第10条 全剣連は日本規程第12条に基づいて JADA が全剣連に課す制裁処分について、同規程第13.2.3.5項の定めにより日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

(他の署名当事者等の決定の拘束力)

第11条 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の行った決定は、JADA及びすべての国内競技連盟*2(その加盟組織および下部組織を含む)に対して自動的に拘束力を有する。

- *2) 全剣連はこの決定に従う。

(解釈)

第12条 本規程において使用される用語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が本規程に優先されるものとする。

(全日本剣道連盟アンチ・ドーピング委員会)

第13条 全剣連は、前条に定めるドーピング防止活動を実施するためアンチ・ドーピング委員会を設置する。

2 アンチ・ドーピング委員会は、次に掲げる活動を行う。

①ドーピング・コントロール及びこれに関連する活動

②ドーピング防止のための教育・啓発活動その他のドーピング防止に関連する活動

3 アンチ・ドーピング委員会には、次の委員を置く。

①委員長1名

②委員若干名

4 アンチ・ドーピング委員長および委員は、全剣連会長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 アンチ・ドーピング委員会の運営は、次のとおりとする。

①アンチ・ドーピング委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

②委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

7 アンチ・ドーピング委員会は必要に応じて作業部会を設け、本条第2項に定める活動を行わせることができる。

8 アンチ・ドーピング委員会は、各都道府県その他の地域において下部組織を設置し、当該地域における活動を分掌させることができる。

附則

1 本規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 本規程は、一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。

3 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。

4 本規程は、一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。